

木津川市立木津中学校学校運営協議会規則

(名称)

第1条 本会は、木津川市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（令和3年3月31日教育委員会規則第2号）第3条に基づき（以下「教育委員会設置規則」という）「地名称は木津川市立木津中学校学校運営協議会と称する。（以下「協議会」という。）

(趣旨)

第2条 この規則は、「教育委員会設置規則」に則って、木津川市立木津中学校（以下「学校」という）の協議会における活動に、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第3条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関し木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び木津川市立木津中学校長（以下「校長」という）の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等との双方向の信頼関係を深め、地域総がかりでの学校運営の改善や生徒の健全育成を目指すものとする。

(設置)

第4条 前条の目的を達成するため、協議会を設置し、所在地は木津川市相楽高下4-8 木津川市立木津中学校とする。

(協議会の承認事項)

第5条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康管理措置の実施に関する事項
- (3) 学校の経営計画に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(運営等に関する意見の申出)

第6条 協議会は、学校の運営に関する事項（職員の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、学校の職員の任用に関する次に掲げる事項（特定の個人に関するものを除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

- (1) 協議会設置の目的を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項
- (2) 学校の教育上の課題に関する事項

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取するものとする。

(住民参画の促進等)

第7条 協議会は、学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は次に掲げる目的を達成するため、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するように努めなければならない。
- (1) 学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、学校の所在する地域の住民、学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織)

第8条 協議会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、校長が推薦し教育委員会が任命し、又は委嘱する。
- (1) 学校の所在する地域の住民
- (2) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校の校長
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

(委員)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項に定めるもののほか、委員は次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 協議会又は対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。
 - (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
 - (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- 3 委員の任期は、教育委員会が任命し、又は委嘱した日から2年とする。
 - 4 委員が欠けた場合は、補欠の委員を校長が推薦し、教育委員会が任命し、又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。

(委員の解任)

第10条 本人から辞任の申出があった場合のほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、校長が直ちに教育委員会に報告し、教育委員会が委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。

- (1) 委員が9条1項・2項の義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 委員を解任する場合には、教育委員会によりその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第 11 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 12 条 協議会の会議（以下「会議」という）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 議決事項について利害を有する委員は、当該議事に参加することができない。
- 5 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 6 会長は、必要があるときは、学校教職員その他の者を会議に出席させることができる。

(会議の公開)

第 13 条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とする。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(委任)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。